

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

フリガナ		申請年月日		年 月 日	
氏名又は法人・組織名		生年月日		年 月 日	
フリガナ		職・種		年 月 日	
代表者氏名(法人・組織のみ)		経営形態(構成員)		認定状況	
(〒 -)		<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラン対象) <input type="checkbox"/> 認定なし	
住所		電話番号		※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)	
		法人番号			
収入保険の加入状況		加入している		収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数)	
前年の税務申告の状況		青色申告 白色申告		有(人) 無 各構成員が申告(報酬として申告なし) 青色申告 白色申告	

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが事実であることが必要です。
 ※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年度のナランの申請はできません。
 ※ナランに申請される場合は、⑤の対象農産物の生産予定面積等(収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等)を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
 ※ゲタ(数量払・面積払の両方)に申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の面積払に係る生産予定面積」欄に記載する必要があります。
 ※前年の税務申告の状況は、ナラン対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するために伺いするものです。

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年度の申請状況は参考です。

交付金名	水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請(面積払を申請しない)			収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請	
年産の申請	する	しない	する	しない	はい	する	しない
(参考)前年度の申請状況	無		無			無	

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等		交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等		交付対象作物等の生産・販売の有無	
主食用米	ある ない	てん菜	ある ない	新市場開拓用米	ある ない	飼料作物	ある ない	そば	ある ない
小麦	ある ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある ない	飼料用米	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない
二条大麦	ある ない	飼料用米	ある ない	そば	ある ない	産地交付金の地域振興作物	ある ない	大豆	ある ない
六条大麦	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない	加工用米	ある ない		
はだか麦	ある ない	WCS用稲	ある ない	産地交付金の地域振興作物	ある ない				
大豆	ある ない	加工用米	ある ない	水田農業高収益化推進助成対象作物	ある ない				

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし 新規 変更あり	同意する
交付申請者管理コード	
水田・畑作物経営安定対策交付金加入者管理コード	

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

フリガナ		申請年月日		年 月 日	
氏名又は法人・組織名		性別		生年月日	
フリガナ		男 女		年 月 日	
代表者氏名(法人・組織のみ)		経営形態(構成員)		認定状況	
(〒 -)		<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラン対象) <input type="checkbox"/> 認定なし	
住所		電話番号		※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)	
		法人番号			
収入保険の加入状況		加入している		収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数)	
前年の税務申告の状況		青色申告 白色申告		有(人) 無 各構成員が申告(報酬として申告なし) 青色申告 白色申告	

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが事実であることが必要です。
 ※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年度のナランの申請はできません。
 ※ナランに申請される場合は、⑤の対象農産物の生産予定面積等(収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等)を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
 ※ゲタ(数量払・面積払の両方)に申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の面積払に係る生産予定面積」欄に記載する必要があります。

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年度の申請状況は参考です。

交付金名	水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請(面積払を申請しない)			収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請	
年産の申請	する	しない	する	しない	はい	する	しない
(参考)前年度の申請状況	無		無			無	

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等		交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等		交付対象作物等の生産・販売の有無	
主食用米	ある ない	てん菜	ある ない	新市場開拓用米	ある ない	飼料作物	ある ない	そば	ある ない
小麦	ある ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある ない	飼料用米	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない
二条大麦	ある ない	飼料用米	ある ない	そば	ある ない	産地交付金の地域振興作物	ある ない	大豆	ある ない
六条大麦	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない	加工用米	ある ない		
はだか麦	ある ない	WCS用稲	ある ない	産地交付金の地域振興作物	ある ない				
大豆	ある ない	加工用米	ある ない	水田農業高収益化推進助成対象作物	ある ない				

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし 新規 変更あり	同意する
交付申請者管理コード	
水田・畑作物経営安定対策交付金加入者管理コード	

交付申請の内容(詳細)

(1)・(2) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

交付申請の内容(詳細)

(1)・(2) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、7月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

様式第1号別紙・様式第1号の参考 (略)

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することができます。

事業等	農業共済事業、農業経営収入保険事業、 <u>最適土地利用対策</u> 、環境保全型農業直接支払交付金、 <u>人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業</u> 、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、 <u>環境負荷軽減型持続的生産支援事業</u> 、 <u>農業者年金事業</u> 等
(注1)	
機関等	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等
(注2)	

様式第1号別紙・様式第1号の参考 (略)

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することができます。

事業等	農業共済事業、農業経営収入保険事業、 <u>荒廃農地等利活用促進交付金</u> 、 <u>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金</u> 、環境保全型農業直接支払交付金、 <u>人・農地問題解決加速化支援事業</u> 、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、 <u>環境負荷軽減型酪農経営支援事業</u> 、 <u>農業者年金事業</u> 等
(注1)	
機関等	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等
(注2)	

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1～3 (略)

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

新市場開拓用米及び加工用米について、「うち水田リノベ事業（R3補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R3補正事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うち水田リノベ事業（R3補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R3補正事業）に申請した数量・面積を記載してください。

5 (略)

6 農地の利用計画記入欄

(1)～(3) (略)

(4) 「水稻作付最終年」

前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入してください（ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。）。

例えば、令和4年度に水稻を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

(5) 「作期」

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1～3 (略)

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

新市場開拓用米及び加工用米について、新市場開拓用米及び加工用米について、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に申請した数量・面積を記載してください。

5 (略)

6 農地の利用計画記入欄

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。)

(6) 「面積(本地面積)」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

(7) 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

(8) 「作物名」

主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば(普通そば又は種子用そ

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。)

7 「面積(本地面積)」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

8 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

9 「作物名」

主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」)、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば(普通そば又は種子用そば)、なたね(食用植物

ば)、なたね(食用植物油脂用、その他)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等)について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1)～(注3) (略)

(9) 「は種の有無」

飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合に「○」を記入してください。

(10) 「自家消費該当」

水稻(新規需要米、加工用米を含みます。)、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

(11) 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

(12) 「地権者(権原を有する者)」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

(削る)

(削る)

油脂用、その他)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等)について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1)～(注3) (略)

(新設)

10 「自家消費該当」

水稻(新規需要米、加工用米を含みます。)、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

11 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

12 「地権者(権原を有する者)」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

13 「転換畑該当年月等」

転換畑とした年月、植栽造成年月、新規開田年月を記入してください。

14 「改善計画の達成予定年」

当該水田について作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入してください。

<p><u>(13)</u> 「畑地化」 高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。</p> <p><u>(14)</u> 「備考」 備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。 高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。</p> <p><u>7</u> 提出期限 (1)・(2) (略)</p> <p>■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）</p> <p>戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 麦、大豆、加工用米、<u>新市場開拓用米及び子実用とうもろこし</u>について、「うち水田リノベ事業（<u>R 3</u>補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（<u>R 3</u>補正事業）の交付対象となっていない面積を記入し、「うち水田リノベ事業（<u>R 3</u>補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（<u>R 3</u>補正事業）の交付対象となった面積を記載してください。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>15</u> 「畑地化」 高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。</p> <p><u>16</u> 「備考」 備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。 高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。</p> <p><u>17</u> 提出期限 (1)・(2) (略)</p> <p>■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）</p> <p>戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 麦、大豆、加工用米<u>及び</u>新市場開拓用米について、「うち水田リノベ事業（<u>R 2</u>補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（<u>R 2</u>補正事業）の交付対象となっていない面積を記入し、「うち水田リノベ事業（<u>R 2</u>補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（<u>R 2</u>補正事業）の交付対象となった面積を記載してください。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>様式第3号～様式第5号 (略)</p>	<p>様式第3号～様式第5号 (略)</p>

改正後

現行

様式第6号

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの3の（2）の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態:

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数) 件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:ha)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしよ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積

(1)戦略作物助成(単位:ha)

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	うち子実用 とうもろこし	うち青刈り とうもろこし	うち牧草			WCS用稲	米粉用米
						はづ	はづ以外	はづ以外		
作付計画面積										
うち水田リノヘ事業 (R2補正)対象を除く										
うち水田リノヘ事業 (R2補正)対象										

作物名	飼料用米	うち生もみを 利用する取 組を除く	うち生もみを 直接利用す る取組	加工用米
うち水田リノヘ事業 (R2補正)対象を除く				
うち水田リノヘ事業 (R2補正)対象				

※ 麦、大豆、加工用米及び子実用とうもろこしについて、「うち水田リノヘ事業(R2補正)対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱(令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業(以下「低コスト生産等支援事業」といいます。)の交付対象面積を除く面積を記入し、「うち水田リノヘ事業(R2補正)対象」欄には、低コスト生産等支援事業の交付対象となった面積を記入してください。

(2)水田農業高収益化推進助成対象面積(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援					高収益作物 畑地化支援	その他 畑地化支援	子実用とうもろこし支援
	野菜	花き・花木		果樹	その他			
		うち加工・業務用 を除く	うち加工・業務用 を除く					
対象面積								

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:ha)

作物名	主食用米	二毛作面積※							新市場開拓 用米	そば	なたね	地力増進 作物
		麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米				
作付計画面積												

※ 営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(単位:ha)

うち加入者の面積 (ha)	ha	定期的な確認方法		
		<input type="checkbox"/> 実測 実測年度: _____	<input type="checkbox"/> 公的資料との確認 資料名: _____	<input type="checkbox"/> その他 確認方法: _____

※ 協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田(4の(2)の畑地化の面積は除きます。)の合計面積を記載してください。

様式第6号

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの3の（2）の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態:

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数) 件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:ha)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしよ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積

(1)戦略作物助成(単位:ha)

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	うち子実用 とうもろこし	うち青刈り とうもろこし	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを 利用する取 組を除く	うち生もみを 直接利用す る取組	加工用米
うち水田リノヘ事業 (R2補正)対象を除く											
うち水田リノヘ事業 (R2補正)対象											

※ 麦、大豆及び加工用米について、「うち水田リノヘ事業(R2補正)対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱(令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業(以下「低コスト生産等支援事業」といいます。)の交付対象面積を除く面積を記入し、「うち水田リノヘ事業(R2補正)対象」欄には、低コスト生産等支援事業の交付対象となった面積を記入してください。

(2)水田農業高収益化推進助成対象面積(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援					高収益作物 畑地化支援	その他 畑地化支援	子実用とうもろこし支援
	野菜	花き・花木		果樹	その他			
		うち加工・業務用 を除く	うち加工・業務用 を除く					
対象面積								

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:ha)

作物名	主食用米	二毛作面積※							新市場開拓 用米	そば	なたね
		麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米			
作付計画面積											

※ 営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(単位:ha)

うち加入者の面積 (ha)	ha	定期的な確認方法		
		<input type="checkbox"/> 実測 実測年度: _____	<input type="checkbox"/> 公的資料との確認 資料名: _____	<input type="checkbox"/> その他 確認方法: _____

※ 協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田(4の(2)の畑地化の面積は除きます。)の合計面積を記載してください。

